

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第20号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会委員長の項中「15,000円」を「25,000円」に改め、同表いじめ問題専門委員会委員（臨時委員を含む。）の項中「10,000円」を「20,000円」に改め、同表いじめによる重大事態再調査委員会委員長の項中「15,000円」を「25,000円」に改め、同表いじめによる重大事態再調査委員会委員の項中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。